

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、個別財務諸表における持分法の使用を許容する IAS 第 27 号の修正を公表

目次

- ・ **なぜ本修正が公表されたのか？**
- ・ **IAS第27号の修正は何か？**
- ・ **発効日**

本 IFRS in Focus は、IAS 第 27 号「個別財務諸表」の最近の修正を要約している。

要点

- ・ 本修正は、企業の個別財務諸表における、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理で持分法の適用を許容する。
- ・ 本修正は、2016年1月1日から適用され、早期適用は認められる。

なぜ本修正が公表されたのか？

IAS 第 27 号「個別財務諸表」は、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理を取得原価で、または IFRS 第 9 号「金融商品」(もしくは、IFRS 第 9 号をいまだ適用していない企業は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」)に従うことを要求している。

IASB のアジェンダ・コンサルテーション 2011 の一環で、一部の関係者は、いくつかの国の法律が、上場会社に子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理として持分法を使用して個別財務諸表を表示することを要求していると回答した。さらに、ほとんどの場合、IFRSs に従って作成された個別財務諸表と現地の規制のもとで作成された個別財務諸表との差異は、持分法の使用のみであることが言及された。

IASB はこれらの懸念を認識し、2013年12月の公開草案 ED/2013/10「個別財務諸表における持分法」(IAS 第 27 号の修正案)の公表および受け取ったコメント・レターの検討の後に、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資について、個別財務諸表に持分法を使用する選択肢を追加するために IAS 第 27 号を修正した。

IAS 第 27 号の修正は何か？

修正された IAS 第 27 号は、企業が、個別財務諸表において子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを許容する。その結果、企業はこれらの投資の会計処理で、次のいずれかが許容される。

- (i) 取得原価で会計処理
- (ii) IFRS 第 9 号(または IAS 第 39 号)に従って会計処理
- (iii) 持分法を使用して会計処理

これは、投資の各区分(category)ごとに会計方針の選択である。

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

見解

個別財務諸表は IFRSs では要求されていない。一般的に、個別財務諸表は、現地の規制または他の財務諸表利用者によって要求される。

本修正は、親会社が投資企業でなくなった際に、子会社に対する投資について取得原価で会計処理、持分法を使用して会計処理、または IFRS 第 9 号に従って会計処理することを明確にしている。

この変更の影響は、当該企業がその地位を変更した日に認識され、その日における子会社の公正価値は、当該投資の会計処理のみなし対価となる。

さらに、IASB は、次の結果的修正を追加した。

- ・ IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」： IFRS 第 10 号「連結財務諸表」との潜在的な矛盾を避けるために結果的修正が追加された。本修正は、25 項（関連会社または共同支配企業に対する企業の所有持分が増加したが、引き続き投資が関連会社または共同支配企業として分類される場合に、過去にその他の包括利益に認識した利得または損失のうち、当該減少に係る割合を純損益に振り替えることを要求する）を明確にしている。
- ・ IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」： 結果的修正は、子会社、共同支配企業および関連会社に対する投資について、持分法を使用して会計処理している初度適用企業が、当該投資の取得に過去の企業結合の免除を適用することを要求している。また、連結財務諸表よりも早く個別財務諸表において初度適用企業となる企業は、親会社よりも後で初度適用企業となる場合には IFRS 第 1 号 D16 項を適用し、子会社よりも後で初度適用企業となる場合には、IFRS 第 1 号 D17 項を適用しなければならない。

発効日

本修正は、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より遡及適用される。早期適用は認められる。

見解

IASB は、個別財務諸表における持分法を適用する場合に、連結財務諸表の情報（すなわち、IFRS 第 10 号で子会社を連結する情報や IAS 第 28 号で関連会社および共同支配企業に持分法を適用する情報）を使用できるので、追加の手続を実施する必要がないと考えている。したがって、IASB は、移行時の救済措置を提供しないことを決定した。

IASB は、本修正の結論の根拠で、個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用することは、連結財務諸表において適用する場合に比べて、異なる結果となる状況があり得ることを認識した。IASB は、これらの潜在的な差異に対応するための更なるガイダンスを追加しないことを決定した。なぜなら、それは追加的なりサーチを要し、この狭い範囲のプロジェクトの範囲外のためである。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。